

医療用医薬品卸売業における 公正競争規約にご理解をお願いします！

当協議会は、景品表示法に基づき公正取引委員会・消費者庁長官の認定を受けた公正競争規約の目的を達成するために設置されました。

公正競争規約の目的

- ① 不当な景品類（便益労務の無償提供・費用の肩代わり等）の提供により医療機関・医師・薬剤師等の自主的かつ合理的な選択が歪められないこと
- ② 医薬品卸売業者間の公正な競争を確保すること

公正競争規約により取引を不当に誘引する景品類の提供を制限

提供できない景品（便益労務の無償提供・費用の肩代わり等）の主な例

納品後の棚入れ



棚卸・備蓄薬剤の管理



施設内の移送



廃棄前提医薬品の返品受領



シール貼り



取りまとめ



医療機関等間の配達



医師会等の配布物の配布



医師会・薬剤師会・学会等の手伝い



ゴルフコンペ等の手伝い



引越・雪かき等の手伝い



《提供が制限される具体例》

令和6年11月28日公正取引委員会・消費者庁長官届出

規約第3条、運用基準第4条

1

- (1) 医療用医薬品を購入することを条件に、医療機関等と密接に係る特定の団体、組織又は個人に景品類を提供する等、医療機関等との取引を不当に誘引する場合
- (2) 医療機関等に該当しない団体、組織又は個人に提供する景品類を医療機関等に配分させる場合
- (3) 医療機関等の金銭債務を代わって支払うことや、医療機関等が自ら負担すべき費用を代わって支払うこと又は役務を代わって行うこと等、肩代わり行為を行う場合
- (4) その他医療機関等に対する景品類の間接提供に当たるもの

2 前記(1)、(2)及び(3)の具体例を列挙すると、以下のとおりである。

- ア 医師会の会員が医療用医薬品を購入することを条件に、その医師会に景品類を提供する場合
- イ 医師会に提供した金銭が医師会の会員に配分される場合
- ウ 医療機関等の書籍・物品等の購入に際し、事業者が代わってその代金を店舗等に支払う場合
- エ 医療機関等による講演会等の開催に当たり、主催者又は共催者である医療機関等が負担すべき開催費用等を事業者が代わって負担する場合のほか、事業者が医療機関等のために開催される講演会的主催者又は共催者となり、本来医療機関等が負担すべき開催費用等を、事業者が負担する場合
- オ 医療機関等が患者に対し提供しようとして企画した催事・物品等について事業者が代わって調達・提供を行う場合
- カ **医療機関等が従事者を雇用又は委託して行うべき業務(労務)について、事業者が代わって提供する場合**
- キ 医療用医薬品の取引を不当に誘引する手段として、次に掲げるものを提供する場合
 - ① 医療担当者及び医療業務関係者の家族及び親族並びに同家族及び親族が所属する団体等に対する金品、物品、役務等
 - ② 医療担当者及び医療業務関係者の出身学校に対する金品、物品、役務等

規約第4条、施行規則第2条、運用基準第6条

- (1) **医療機関等の施設内又は施設相互間における医療用医薬品・物品等の移送**
- (2) 読影フィルム等の患者に関わる個人情報の提出及び配達
- (3) 医療用医薬品・物品等(以下「医療用医薬品等」という。)の納入後に行う以下の役務
 - ア **医療用医薬品等の棚入れ**
 - イ 医療用医薬品等の包装の開封を伴う作業を含む包装単位の細分化作業
 - ウ **医療用医薬品等の配置変更又は保管場所から使用場所への移動**
 - エ **医療用医薬品等の棚卸**
 - オ **備蓄薬剤の管理**
- (4) 反復継続した車輛の運行サービス、休・祝日及び時間外における車輛の運行サービス並びに医療機関等の車輛等の運転
- (5) 以下の行為に関する勧誘又は取りまとめ
 - ア 医療機関等が主催又は共催する各種行事、催事等への参加
 - イ 医療機関等への祝い品等の提供
- (6) **事業者に帰責事由がないにもかかわらず医療機関等が事業者への返品を求める**以下の医療用医薬品のうち、事業者の責任と負担により**廃棄処分することとなるもの**又は産業廃棄物(段ボール等)の受領
 - ア 厳格な温度管理を要する医療用医薬品
 - イ 有効期限を経過した医療用医薬品
 - ウ 開封された医療用医薬品
 - エ 汚損、破損した医療用医薬品
 - オ 製造中止となった医療用医薬品
 - カ 事業者の社内基準により「返品不能」と指定されている医療用医薬品
 - キ その他、価値、安全性等が棄損されている又はそのおそれがあると合理的に認められる医療用医薬品
- (7) 医療機関等が提出又は受領を必要とする文書、書類等(レセプト、請求書、郵便物を含む。)の代理提出若しくは代理受領又は医療機関等が支払を必要とする代金(公共料金、諸会費等)の代理支払若しくは代金立替
- (8) 医療機関等の広告物の配布のうち過度な負担若しくは責任を伴うもの又は**医師会若しくは薬剤師会の会員向け配布物の配布**
- (9) 医療機関等及びその他の施設の間における書類・物品の配達
- (10) その他医療用医薬品の取引を不当に誘引する役務の提供

医療用医薬品卸売業公正取引協議会

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-7-20 八重洲口会館
ホームページ <https://ftcedw.org/>